

十戒における「殺してはならない」(「בְּנֵתֶךְ」)の意味

遠藤 嘉信

旧約聖書には、イスラエルの戦いとそれに伴う殺戮の現実が多く記録されている。また、例えば、「万軍の主」とか「主はいくさ人」といった表現が、イスラエルの神の形容辞 (epithet) の」とく用いられたり、様々な戦いのイメージが神の御業を表現するために（陰諭的に）用いられている。しかし、一方で十戒の第六番目は、殺人の非合法を主張している。果たして旧約聖書は、戦争に伴う殺人に対してどのような態度を示してきたのであるのか。イスラエルの戦いの現実の中で、十戒の第六番目の本質をどう捉えるべきか。実際に、この十戒の第六番目が、戦争や死刑に異議を唱える立場の根拠の一つとして挙げられることがある。⁽¹⁾ つまり、「殺してはならない」(「בְּנֵתֶךְ」) という第六番目の戒めは、あらゆる形態の人間の殺害を否定しており、人命を奪つ権利を持たない人間は、そうした殺戮を伴う戦争や死刑への関与を許されてはないと主張するわけである。けれども、当時のイスラエル社会において、この第六戒が、戦いや投石等による死刑という問題には適用されなかつたか、もしくはそれらの問題を別の次元の事として扱つたように受け取れるふしもある。果たしてこの戒めはいつした問題（ここでは特に戦争の問題）とどう関係付

けられたのであるのか。この論文では、この第六戒について考察し、旧約聖書に於ける戦争と、更に大きなテーマの序論的役割の一端を果たせねばとされる。その際、まず第六戒の背景について整理し、次に、動詞「*kill*」に関する議論を踏まえて、この戒め自体が語る意味について考える。そして、更に、テキスト上それに後置して補足説明の役割（詳述機能）を果たしていく。二章一一節以降の殺人に関する刑法を手掛かりに、この律法の本質に迫りたい。

一 第六戒の背景とその対象について

旧約時代に於ける「イスラエルの戦い」という現実と十戒の第六番目の戒めとの調和という問題を考慮して、第六戒の「*kill*」（殺す）という動詞の意味を限定して理解しようと立場がある。つまり、「*kill*」は一般的に人を殺す」と「*kill*」ではなく、謀殺（murder）を意味しておらず、例えば J.J. Stamm は、第六戒は、「共同体に於いて公認されていない」暴力的な人殺しを禁じておる戒めであると主張する。^② そのため、「*kill*」という動詞本来の意味については、次の項で詳しく述べることにして、特に、J.J. Stamm が、「共同体に於いて公認されていない」殺人という一つの枠（frame）を提案しているが、まずはこの第六戒が禁じている殺害の対象について、十戒の背景という視点から考えてみることとする。

「共同体に於いて公認されていない殺人を禁じる」と云ふ點に方針は、幾分循環的な響きも認められるが、いずれにせよ、J.J. Stamm が「共同体」と云ふ點、当然それは「イスラエル」を指して居るわけである。そして、事実、この十戒は、神が契約の民イスラエルに下された律法という形を取っている。もつ少し厳密に云へば、これは、も

しやと Hジフトの地を出てから「第三の皿の新皿」の「三皿」にシナゴーグおこひセを通りて下された律法（出 Hジフト一九・一）と「*杀*」の背景を持ち、イスラエルと神との間で締結された契約の一部と見做される（出 Hジフト一九・一〇、三一・一八、申命五・一～三一）。^③ ところが、この段階に於いて、それを単純にイスラエル社会と云ふ枠を越えた普遍的な戒めとして扱うことはできることではないとになるのである。このことは、十戒の全体に渡つて、一貫して一人称単数の動詞と代名詞を以て命じられて居るという事実によつても支持される。つまり、この律法は、まず、神との契約関係に入ったイスラエルの民が、その契約の故に遵守しなければならない法であつて、したがつてこの背景を無視して第六戒の問題を論ずることはできないといふことになる。

もちろん、この戒めがイスラエル社会に在留した外国人（在留異国人＝*gentile*）にも適用されたといつ事実を無視する

ことはできない。それは、特に、民数記三五・一五に於ける在留異国人のための「のがれの町」の設置命令よつて知ることができる（レビ記一七・一〇、一一～一三、申命記一四・一一 参照）。しかし、イスラエルに在留する外国人は、その社会に在留する条件として、当然その国の法の下に置かれたであらうし、そのこと自体もこの第六戒の普遍性を積極的に支持する根拠になるとは思われない。

それでは、殺害の対象という観点からはどういふえるだらうか。第六戒が、契約の民イスラエルに下された戒めであるならば、それはまず同胞に対する殺人の禁止を命じたものである。しかし、この戒めが、イスラエル社会という枠を越えて、その民の間には在留していない異邦人の殺害には適用されないと、いふことになるのである。言い換えると、イスラエル社会という枠の中で、当然同胞に対する殺人は禁じられたとして、異邦人の殺害は、この戒めから除外されて居たところなのである。これに関して、Craigie は、そもそも旧約聖書の中では、「*kill*」という動詞が、異邦人の殺害に関する記述には用いられていないとした上で、この規定に於いてはまず同国人（ヘブル人）の殺

書の問題のみが扱われてゐるに譲る。⁽⁴⁾ 彼によれば、異邦人を殺害するところの脈絡では、「汝」ではなく、「汝」が用いられるに譲る。けれども、果たして、「汝」とこの動詞主体に同国人を対象とした殺戮との特別的な意味が内包せられてゐるに譲る。これが出来るのはなぜか。

「」の「」と「」は、申命記では、「隣人を」(「」)とこの殺害の対象を明記した表現が観察される(申命記四・四一、一九・四、五、一一、一一・一六、一七、一四参照)。しかも、「」と「」(「」)との表現は、「同胞」(「」)とこの「」と「」との同じ意味で用いられてゐるようである。その「」は、例えば、申命記の一五章一節、三節に記された「」の規定に於いて、「隣人やその兄弟(同格)」(「」)の扱い(一節)と「外国人」(「」)の扱い(三節)の違い等からも明らかである(申命記一四・一一、一七、一五、一三、一一 参照)。したが、休息年の年に於ける「隣人」(「」)の負債の免除という規定が定められているが、それは「外国人」(「」)には適用されない。つまり、「隣人」(「」)との枠には、「外国人」(「」)は含まれていなければ、「」とが示唆されてゐるわけである。この意味では、Craigieが論じる「同国人の殺害」といった問題が「」とまず扱われてゐるに譲ると思われる。

要約すれば、「」の第六戒は、シナイの契約關係を前提として、必ず契約の民に命じられた戒めであり、そして「外国人」ではなく、「同胞」の民の殺害との問題を直接に扱つてゐる律法といふことになる。ただ、次の項で詳しく述べるが、聖書の記者が、「」や「」ではなく「」を敢えて用いなければならなかつたところの「」の動詞への特別な「」だわりを含め、「」の戒め全体に込められた著者の意図と、動詞そのものが実際に持つ言語的特性とを混同してはならないことも思われる。

では、「」が示唆した第一義的な律法の適用範囲の故に、イスラエルの民は、単純に、他の民は「」の戒めから除外されて

いふと考えたのであらうか。彼らは、神との契約關係に置かれていない異教徒をそのように扱つたのができたのであらうか。更に、第六戒の対象が契約の民イスラエルであり、やつて、「隣人」の殺害が問題なのであつて(つまり「外国人」には適用されないのであらう)、「」の戒めの下では「外国人」の殺害は何ら問題とはならないと理解したのであらうか。

実際には、前述の意味に於いて外国人の殺害はこの第六戒の適用範囲から除外されており、それ故、外国の民との戦いに於ける殺戮は認められたとするような積極的で十分な証拠は存在していない。十戒のそれぞれの規定は、確かに神と契約の民イスラエルとの間で交わされた契約律法ではある。しかし、「」の律法が同時に抱つているイスラエルの神を差し示す啓示としての役割と、その啓示の持つ普遍性といった問題をも考慮に入れる必要はないだらうか。また、「」の律法を直接に授けられた神の民のアーヴィング・トロットの意味もあったと思われる(創世記一・二・三)。例えば、第一戒から第三戒に於ける偶像崇拜や異教的行為に関する禁止条項にしてみても、「」には明白な異教徒に対する護教的(apologetical)且つ論争的(polemical)な側面を認めざるを得ない。そして、それ自体が、神の戦闘命令に基づいたイスラエルの戦いの動機でもあった(申命記一八・一四)。

例えば、D. Kidnerによれば、旧約聖書に記録されているイスラエルの戦いは大まかに以下の三種類に分られるに譲る。⁽⁵⁾ (一) 憲略(aggression)、(二) 防衛または解放(defence / liberation)、やつて(三) 神の裁き(divine judgment)である。その中で、「神の裁き」とこの「」の範疇は、Kidner自身も述べる所、「」が「」(イスラエル)の戦いの隠れた側面に置かれている。しかし、カナン征服という中心的出来事においては、それが全面に押し出されてゐるに譲る。つまり、この戦いは、神の律法を廟り、神の民に立たれ向かうたる神の裁き(申命記七・一〇、九・四~五、レバ記一八・一四~一五参照)であるに譲るに譲るである。実際、申命記の一〇章の戦いに

に関する規定に先だって、例えば一八章一四節の「あなたが占領しようとしたこのいraelの異邦の民は、ト者や占に師に聞き従つてきたのは確かである」と記されている言葉など（申命記七・一～五、一一・二九～三一、一八・九～一四参照）は、「神の裁き」という戦いの目的を解説する役割を演じて^⑤。

更に、神が「相続地として『えよりとておられる地』の攻略の方法は、それ以外の町の攻略の仕方から明確に区別されていた。つまり、後者の戦いの場合、降伏の勧告がなされ、戦利品の所有が認められるが、前者では、自然に生息した木以外の全てのものを聖絶（洁净）することが求められた。それには、やがて彼らが定住するカナンの地の異教の習わしや宗教から聖なる民を遠ざけるという明確な目的があった（申命記一〇・一八）。また、そればかりか、それらの異教的な習慣や宗教的行為は、イスラエルにとって「忌むべき」と（ハコヅハ）とされ、神の律法に基づいて、それらの行為に対する裁断（judge）が下されたのである（レビ記一八・一三、一六、一七、一九、三十、一〇・一三；申命記七・一五、一六、一一・三一、一三・一五、一四・三、一七・一、四、一八・九、一一、一〇・一八、一一・五、一三・一九、一四・四、一五・一六、二七・一五、三一・一六等参照）。

ハハして、戦いに於けるイスラエルの神のイニシヤティブや兵士や陣営からの汚れの除去等と共に、異教的宗教行為に対する徹底的な嫌悪と拒絶を通して、神の「聖（聖潔）」が現わされ、その民であるイスラエルも諸外国（或いは世俗）のただ中にあって「聖（聖潔）」となるべき」とが確認された（レビ記一〇・一六、その他レビ記一一・四四～四五、一八章、一九・二を参照）。イスラエルに於けるハハした「聖絶（洁净）」という行為は、当時の諸外国の態度に見られるような、自國とそのアイデンティティでもある守護神が、敵とその神々に勝っているという優越性を誇示するためといった次元のことだけでは説明しきれない。旧約聖書の示す「聖絶（洁净）」は、イスラエルの神に属する「聖なる（聖潔）」という概念と密接に関係している。^⑥

ハハの聖書の「聖絶（洁净）」については、特にレビ記一七章の「請願に関する規定」という脈絡の中で説明されている。ハハのような神への奉納物でも、一般には、それにふさわしい評価額において贋う」とが出来る。しかし、主のために聖絶されるべきもの（洁净）は、贋うことができない。それは「最も聖なるもの」（ハヤカツシフ）と呼ばれ、主に帰属するものとされた（レビ記一七・一八）。しかも、人で聖絶されるべき者は、必ず殺されなければならなかつた（一七・一九）。それは、イスラエルの民の間で為された（特に人の命を奪つた行為に対する）「死刑」と類似している（民数記三五・三一～三三）。そして特に、呪術、黙姦、ほかの神々にいけにえをさわぎる」と等の、聖なる神にとつて「忌むべき（ハコヅハ）」行為を行なう者が、この聖絶の対象となつた（出エジプト記一一・一ハ～一〇、申命記一一・一九～一三章）。ハハの場合、戦いに於ける略奪物（申命記一一・一六）ばかりでなく、また異教の祭器や偶像も全て、破壊され、火で焼きつくされなければならなかつた（申命記八・一五～一六；第一サムエル五・一一参照）。前述した」とく、このことは明らかに神の聖なる（聖潔）御性質に關係し、神の啓示という側面を示唆している。ハハして、イスラエルの民を通して、神御自身が諸外国にもはつきりと提示されたのである（創世記一一・三参照）。^⑦ハハした異教徒に対する「神のさばき」と「聖絶（洁净）」とこの行為等の現実は、十戒に代表される神の律法の（恐るべき潜在的な意味での）普遍性を示唆してはいらないだらうか。律法で禁じられている「忌むべき（ハコヅハ）」行為を行なう者は、たとえそれが律法を直接にハハされていなない民であつても、契約の民と同様に、神の御性質の現わであるこの律法を基準として裁かれた。それ故、十戒に代表される神の律法に於いて、まず契約の民が神の戒めを直接に受け、神の性質を知らされ、そしてやがて普遍的な人類へのメッセージとして受け止めるように導かれたと考えることは決して不可能ではないのである。

ハハして、再び、「殺してはならない（ハゼルバ）」とこの第六番目の戒めに戻つて、この戒めもそれと同じように

取られたし制されない」とせざるなりか。神の民イスラエルは、神を全ての民の絶対者として据えたであれりし、同様に契約に於ける律法を決して相対的な戒めとして受け取らはしなかつたはずである。故に、第一義的には律法の適用範囲を契約の民に限定して受け止める必要が当然あるとして、イスラエルの民の間に於いて、それがやがて神と全人類という関係にまで拡張されたくせであるところが宗教的な目標は、たゞそれが潜在的なものであるに於いても、IJの時既に意識されていたのではないかと思われる。⁽⁸⁾

II バツの意味と第六戒について

IJまで第六戒の背景とその対象について考察しておいたが、第一義的な戒めの限界領域とそれに潜在的して居ると思われる普遍性を意識した上で、今度は、**約定詞** **バツ**と動詞の**バツ**から成るIJの戒め自体が意味する内容へと向かうとするに於ける。

概す、IJの第六戒とこの短い条文には、目的語は無く、表記上具体的な対象は何も示されていないところの事実に注目した。IJは当然考へられるに於ける、IJの場合は、**バツ**とこの動詞が、特に「人」の殺害をその語彙的意味に既に内包つて居るか、或いは前半（第一戒～第四戒）が対神、後半が対人間（第五戒～第十戒）とこの十戒の脈絡に於いて、「人の殺害」を自明のIJといつて居るかの「ずれか（またはその両方？）」ところに注目する。實際にせば、分詞の形の**בָּצָר**（ハ）が、「殺人者（murderer）」との意味で用いられるところの事実（民数記=十八回、申命記=四回、三福音記=八回、第一列王記=一回、イザヤ書=一回、四福音記=一回）と共に、次の第一列王記の例のようにして、談話

（discourse）のこの視点から見て比較的独立した直接話法の文（direct speech）の中でも、IJの動詞が「人」とこの文の詠誦を介在せしめる必要がなこと、IJの「人」か「物」、前者の可能性を持つるIJが何れかである。

「……『**バツ**せらゆれ。あなたはよくも人殺しをつて（**בָּצָר**）取つ上げたものだ。』……。」

（第一列王記）一一・一九）

つまづく、IJの**バツ**は、単なる不特徴の生語体を「殺す」、IJの漠然とした意味の動詞**バツ**は、「人の殺害」、IJの**バツ**は、IJに限定つて用いられる動詞である**バツ**である。IJの意味から離れた**バツ**、IJの**バツ**をRVやNEBの**kill**ではなく**murder**と詮すのは出つて間違ぬかも知れな事。（申命記）二二章二六節の「**בָּצָר**」（彼を「このちを）殺す／奪つ）とこの表現は興味深い。IJの場合は、直接の目的語が、動詞**バツ**に接尾辞の形で現われているが、**バツ**が“internal object”として挿入されて居る。

さて、多くの研究者が、IJの第六戒の全体的な意味を、**約定詞**と動詞の**バツ**から成る戒めの故に、動詞の**バツ**、血体に求め、その動詞の語彙的意味について更に一步踏み込んだ説明を試みている。Stammに加え、例⁽⁹⁾ Hyatt や Cole は、**バツ**は「殺す」とこの意味の動詞の中では比較的稀な語であり、「個人的な敵を暴力的に殺す」という意味について説明する。⁽⁹⁾ また、Samoa⁽¹⁰⁾ Rashbam や Bekhor Shor（サムオナダヤ教注解者）の意見を参考⁽¹¹⁾、**バツ**のこの動詞が、正義の行使と戦争に於ける殺戮には用いられる、また、神の行為としても用いられていないといった上で、第六戒を平和主義や死刑撤廃の擁護の根拠⁽¹²⁾といふこと述べる。⁽¹⁰⁾

しかし、実際には、旧約聖書に**バツ**が四十九回用いられて居るが、その内、一十回は意図せずに人を死なせてしま

う過失致死（民数記三五・六、一、一、一五、一六、一七、一八、三〇、申命記四・四、一九・三、四、六、ヨシュア記一〇・三、五、六、一三、二、二七、三一、三八）を表現するために使われている。言い換えると、これらの箇所では、意図的でなく、誤って人を殺害した（過失致死）者が、「**レバシ**」（**レバシ**の分詞形）、つまり「**レバシ**」と呼ばれており、「個人的な敵」が意識されてはいない。特に、前述の例の中で、申命記の四章四二節は興味深い。

「以前から憎んでいたかたの隣人を知らずに殺した（云々）殺人者（云々）か
そじく、のがれる」とのできるためである。」（申命記四・四一）

「」では、殺害者が、「」の分詞形で呼ばれているばかりではなく、「憎しみ」や「殺害の動機」から全く解放されている殺人行為に、動詞の「」が用いられている。しかし、「」した過失致死の場合、「のがれの町」が備えられてはいるが、「」は、その血の責任から完全に解放されている訳ではなく、大祭司の存命中は、「のがれの町」の境外の外では、依然として血の復讐を受ける可能性は在り続けた（民数記三五・一六六～一八参照）。つまり、意図的でないにしろ、人の殺害をした者は、「」と呼ばれ、事の重大さが意識されていたとも考えられる。（もちろん、所謂「死刑」という法的制裁自体からは免責されていた（申命記一九・六参照））

また、このことに関連して、この血の復讐の問題を扱っている民数記三五章一七節に於いて、「彼」が合法的な殺害という脈絡の中で用いられていると見做すことも可能である。事実、テキストが述べているのは、この殺害に関するかぎり、その行為は法的に非難されることがないことである。

「血の復讐をする者が、そののがれの町の境界の外で彼を見つけて、
その殺人者(הנִצְבֵּה)を殺しても(הנִצְבֵּה)、彼には血を流した罪はない。」(民数記二十一章・一十七節)

また、所謂「死刑」に於いて（合法的に）殺すという意味でも「*הomicide*」が用いられる（通常は、*הomicide* の*Hopital* 形が用いられる）。次の例を参照せよ。

「もしだれかが人を殺したなら（シテ ハガフ）、証人の証言によつて
その殺人者（コジコ）を、殺さなければならぬ（ハシマ）」（民数記三十五・三〇）

ここでは、明らかに「死刑」といった法的制裁のことが言及されており、まさに「正義の行使」としての制裁を「殺す」という動詞で表現している。これはイスラエル社会に於いて合法的な殺害とされていたであろうし、そして、この場合、意図的な殺意の有無といった問題を論議することはできない。

われてこると言えるのかもしない（創世記九・六、「人の血（בָּשָׂר）」を流す者（「בָּשָׂר」）……」参照⁽¹¹⁾）かで、その他で、人が動物によつて殺されるといつ場合に「בָּשָׂר」とこの動詞が使われるかがある。

「なまけ者は言へ。『獅子が外でござ。私はあまたで殺される（בָּשָׂר אֶתְּנָא』」（箴言二二・二二）

「」の場合、直接話法（direct speech）の中に現われる例と見做す「」がでもあるが、その意味では自然な発話に極めて近いものとも考えられる。やむを得ず「」擬人化表現（personification）を認めるかがでもないわけではなし。それで、たゞ獅子が持つ本能としての「意図的な殺意」とこの「」が意識されたとして、それでもの」の発話の状況から見て、人間が持つよつて「憎しみ」の感情の有無と「」とは問題とされてはしない。更に、ハゼキエル書の二二章二十七節（二二二節）では、」の場合は如何（」の場合は如何）が、戦いに於ける「虐殺」の意味で用いられてこる。

「彼の右の手にハルサレムへの占いが当たり、在り、

彼は城壁へすしを配置し、虐殺を命じて（「בָּשָׂר」）口を開き、

叫び声をあげて、城壁へすしを門に向かわせ、

塹壕を堀り、墨を築く。」（ハゼキエル書二二・二七（二二二））

ハゼキエルの二二章は、神のエルサレムへの託宣がその内容であるが、バビロンの王ネブカデネザルが神の裁きの

器として用いられ、ハルサレムに攻め寄せて来る「」が述べられてこる。」の「虐殺（בָּשָׂר）」は明らかに戦いに伴つ殺害であつて、それ故そこには敵への個人的な憎しみの感情とつたことは問題とされていな。更に、この文章では、初めの節の「彼の右の手にハルサレムへの占いが当たり、在り」を主節として、それに従属する「城壁へすしを配置すること」、「虐殺を命じて口を開くこと」、「城壁へすしを門に向かわせること」、「塹壕を堀ること」、そして「墨を築くこと」のそれぞれの行為が、全て接続詞を伴わない不定詞節（infinitive clause）で並列してこる。そのため、それら不定詞節の間の論理的・時間的な連鎖（sequence）若しくは意味的な従属関係（semantic subordination）は、それほど意識されていない。それだけの不定詞句は統語的に等価であつて、バビロンの王の攻撃の光景の「」も、一こまが極めて客観的に羅列されてこる。故に、なおさら敵の冷静沈着で、感情に支配されない適確な任務遂行の様子が強調される。そして、その一つの行為としての「虐殺を命じて口を開くこと」に特別な憎しみや個人的な感情を読み取る「」ではないであら。」（しかも、問題の「」は、前置詞「」に後続して、「口を開く（בָּשָׂר בָּשָׂר）」に力点が置かれてこる。）

また、詩文に於いて（詩文に於ける例は、法律文（或いは散文）のそれとは同様に扱えなこと）の批判もあるが、以下の「」、「」が、他の「殺す」とこの意味を持つ語（「」、「」）と同義的、若しくは並行的に用いられることがある。

「人殺し（בָּשָׂר） 分詞）は、夜明けに起き上がり、
哀れな者や貧しき者を殺し（「בָּשָׂר」）

夜には盗人のよひになら（「בָּשָׂר」）（四・一四）

「彼のせ、ややるや在留異国人を殺し (הַנָּתַתְּ) 、
あなたがたがおなじ殺つも (הַנָּתַתְּ) 」 (詩篇六四・六)

前者の場合は、「人殺し (הַנָּתַתְּ) 」が、「殺す (הַנָּתַתְּ) 」、この二つの幾分冗長な表現となりて居るが、それは、回つ語根を用いて、「人殺し (הַנָּתַתְּ) 」が、「殺す (הַנָּתַתְּ) 」、更に冗長になってしまった結果のものと解われる。それにしても、「杀語 : הַנָּתַתְּ」 (< חַתָּה) + 動語 : לְנָתַתְּ 、「ヨシの連語関係 (collocation)」を許容する余地があるといふ事実を無視してよいとするべきである。

また、後者の場合 IJ の行語 (bi-color) のややかねの動語 が、IJ の並行法 (parallelism) における同義的な対語 (synonymous word pair) を構成して居る。アコリ IJ の並行法全体について、「無神の神 (הַבָּזָבָז) 」が、「抵抗する」のややかねの弱者を殺すのを意味する。されば、IJ の「血」だけ、「非合法な故意の暴力的殺戮」と云ふ了別的意味を認めることは難い。参考までに、カイイダアベルを殺すした創世記四章八節に始まり、創世記の殺人に関する記事に於いては、「血」ではなく、全て「殺す」が用いられてゐる事実は注目に値する (創世記四・四)。

以上述べた二つの意味確定の難しさを強調する B.S. Childs や Reventlow 等の意見を参考すれば、年代による「意味の変化」 (semantic change) による翻訳から説明しよう。⁽¹²⁾ つまり、「血の復讐」を呼び起すが、これでも意図的でない極めて極端な殺害のタイプ (例へば、此数記三IH・一六、一七、一八、一一、一IH) が「血」のややかねの意味で、後代になつて個人的な憎しみの感情による而も殺されね暴力的殺戮 (例へば、此数記三五・一十〇) がこの意味を持つようになったと述べる。アコリ後者の意味が、特に後代の預言書や知恵文書に於

いて観察される事例の一つとして、IJ の様な通時語 (diachronic) は説明せず、方法論上でのIJと先行されなければならない、律法全体やその他の文書の年代決定のためには共時語 (synchronic) 研究の不確実ややかねの困難がある。⁽¹³⁾

また、L. Köhler-A. Baumgartner, *Lexikon im Veteris Testamenti libros* (Leiden, 1953) によれば、動語の形態 つまり Qal 形 か Piel 形か Pual 形か Niphal 形かの区別がなされねじりとある。動語の形態の内訳は次のやうである。
事実、Piel 形 (Pual 形も含む) は、過失致死の場合では用いられておらず、故意の殺害に集中して居る。

Qal 形	=	四十回
Piel 形	=	四回 (第 1 列H六・三三) / ヘボヤー・一一、ホセア六・九、詩篇九四・六)
Pual 形	=	一回 (撒迦六・一一)
Niphal 形	=	一回
(知語)	=	一回

しかし、圧倒的な数の Qal 形は、故意の殺害による過失致死の「やがて」の場合では用いられて居る。されば、Piel 形の時にだけ「故意の殺害」を意味すると言つねむにせよかね。しかし、十戒の第六番目で用いられて居る動語は Qal 形である。Piel 形の問題に関する専門的な研究書を執筆した E. Jenni も、Piel 形が「強調 (intensive)」を表すといふ理解 (今や古典学などつてあるが) は、最近の研究者において、誤謬を嘗める。アコリ、概ねヨリの動語の問題に觸れて、「動語語根の形態の違いが、故意の殺害と過失致死の区別をしたがふ」としたので、IJ の動語の Piel 形

上セ「殺害を犯すやの類黙(Resultativ) (指すべしやの状態) くハシルセルイリ 」⁽¹⁴⁾ じこの意味があぬと認取す。 つれ、 Qal 形の場合は「殺害する」行為(action) と強調せざ置かれるが、 一方の Piel 形では「死に倒れる」の殺害の状態(state) が強調せられる。 Piel 形の「殺す」は、 単に「殺す」じこののではなく、「殺つてつせり」(すこせ「死なせり) じこのにせりゆか。

以上のじこへ「殺してはならない(לא תרצח)」じこの戒めで用ひられてこの動詞「殺す」他の類義語と比較して「人間の殺害」じこの幾分限定された意味を持つ動詞ではあるかもしれないが、 それ自体に「非合法な故意の暴力的殺害」とか「個人的な敵への憎しみを伴う殺害」等じこの語彙的意味があると悟つことはできない。 また、 その語根の形態によつても、 意味がそのように規定せられるじこはない。 したがつて、 IJ の第六戒の具体的で詳細な意味を動詞「殺す」自体に求めるとには限界があるように思われる。 それば、 じことじこの動詞の内包する意味が不明瞭で曖昧であるからじこじことではな。 IJ の動詞の弁別的特性(distinctive feature) であるじこに幾つか提案されてゐるじこの特徴的な記述或じは合法的な殺害にも用ひられてこねじこに事実の故にそなのである。 それ故、 第六戒が本来的に意図じこゆ意味(深層構造) せ、 後に記された諸述記事(出Hバブナ記 11・11 以降、 レン記 1 四・17、 民数記 11H・10~11 四、 申命記 19、 内ハコト記 10 参照) に依存じて、 理解されなければならぬ。

ナヒド、 十戒の第六番目は、 IJ の段階において、 あす人の命を奪ひるを極めて包括的(inclusive) じこ、 やつて一般的(general) に禁つてこねじこじことではなこだれいか。 IJ じこ、 IJ の戒めが、 じこじこ場合に適用され、 じの様な殺人が合法的で、 じこじこた時に情状酌量の余地があるなどじこじことせ全く言われてこない。 無く、 IJ の第六番目の戒めが、 何ひ「殺人」じこの行為の定義も、 その解釈の余地や「アダム」じこかく全ての殺人を否定するじこじこ。

ナヒモ、 もあせ、 人を殺すやのじこまどの嫌悪とそれじこすやの嚴格な姿勢を提示してこじるじこが示される(P.C. Craigie, *The Problem of War in the Old Testament* (Eerdmans, 1978) の 1 章と比較せよ) 、 並て換へぬじこ、 IJ の動詞「殺す」の「語かじて成る節」戒それ皿体は、 律法の適用やれの諸条件への具体的な示唆を示してはいなじこじこじこじこじこ。 なじこせし、 後続する「諸述記事」(出Hバブナ記 11・11 以降) によつて、 後から補足せられるじこの形を取つてこる。 それが、 まさに肝要なだと思われる。 第六戒それ自体の諸条件が考慮される以前に「殺してはなじこ」(לא תרצח) じこと(特にそれ後に後続する幾つかの戒めと等しく) 簡潔に命じられてこる。 その簡潔さが、 契約の底に、「殺人」じこの悪の深刻を語り機知を示す、 やがて「命」の持つ厳肅な意義くじこわなひのではないだらうか。

III 出Hバブナ記 11 章 11 節以降の「刑法」による補足説明

IJ の「殺す」の 10 章の前半(17 節まで) に於いて第六戒を含めた十の戒めが提示され、 それに後続して、 神の血跡の現ゆくも靈現(theophany) じこれにたずねる底の反応が語られる(18 節から 21 節) 。 IJ の箇所でモーセの「仲介者」(mediator) じこのの使侶が確認せられ、 もつて 11 節から、 じよこよ律法の具体的な提示と解説が及ぶれる。 もちろん、 やれらの細かい規定の全てが十戒の詳述記事であるとは言えない。 しかし、 後続するそれらの規定は、 十戒を明らかに基礎としており、 必要に応じた補足説明としての役割を果たしてこるに堪えるじこに間違いはなじこである。 ⁽¹⁵⁾ あた、 11 章に附ひて、 ナヒモ、 祭壇に関する規定(110・111~114) の後で、 新たな

表題が現われる(一一・一)、「あなたが彼らの前に立てる定めは次の通りである(בְּלֹא בְּלֹא בְּלֹא בְּלֹא)」。この表題の下で、まず「奴隸」に関する規定が語られ、その後に問題の殺人に關する戒めが「刑法」とこの形で述べられてゐるのである(一一・三六)。

そして、二二章の一節から一四節に於いて初めて殺人に伴つて内的な意志や動機の問題が扱われる(二)の節の構造と意味については脚注⁽¹⁾参照)。二二節で述べられている「神が御手によつて事を起された場合(בְּלֹא בְּלֹא)」という表現である。この表現は、それに先行する「殺意がなく、待ち伏せしたのではなく(בְּלֹא בְּלֹא)」を言へ換えた表現であり、また、民数記三五章一一節及び一五節の「あやまつて(בְּלֹא)」や、二二節から二三節にある「敵意もなく(בְּלֹא בְּלֹא)」や「悪意なし(בְּלֹא בְּלֹא)」、更に「氣がつかない(בְּלֹא בְּלֹא)」という表現とも関係している。「神が御手によつて事を起された場合(בְּלֹא בְּלֹא)」と二二節葉は、これらの主觀的且つ内面的な判断基準を、全知全能の神の下に、極めて客觀的基準へと高める役割を果たしてゐる。そして、この条件下での殺害という事実が認められた場合、その当事者(בְּלֹא)には「のがれの町」が備えられてゐるわけである。

二二節で、二二節に關連して、この戒めに対する主イエスの扱いにも注目する必要がある。マタイ五章一一節から二二節に、「昔の人々にて、『人を殺してはならない。人を殺す者はさばきを受けなければならない。』と言われたのを、あなたがたは聞いています。しかし、わたしはあなたがたに言います。兄弟に向かつて、『能なし。』と叫ぶよつた者は、最高議会に引き渡されます。また、『ばか者。』と叫ぶよつた者は燃える火へナに投げ込まれます。」とある。二二節では、旧約律法との対比によって新しい奥義を提示する独特的の定形句(formula)と共に、いわゆる殺害と命の問題とつたことよりも、寧ろ殺害

の根源にある罪に支配された人間の意志の問題が扱われてゐる(マタイ一五・一八・二〇)。つまり、立腹して憎むことにして既に殺害の根のあることを指摘し、それを血體に「殺してはならない」という戒めの真意のあることを、そつと定形句によつて示してゐるわけである。

二)のことは、主イエスの全く新しい御国の奥義とも言えようが、恐らく二二章一一節以降の詳述記事で扱われてゐる殺意の問題や、この殺人の問題を扱つてゐる脈絡(一一・一一・三六)に(幾分唐突に)嵌め込まれてゐる(embedded)一七節の「自分の父または母をのろつ者(בְּלֹא)」は、必ず殺されなければならない(十五節参照)といつ戒めだ。既に、示唆されてゐることでもある。これならば、明らかにそれに先行して記録されている十戒に基づいて、それを詳説し、且つ人間の内的な意志の問題を扱つてゐる。また、「のがれの町」に關する律法の記されてゐる民数記三五章や申命記一九章、そしてヨシニア記二十九章にも、殺人の前提にある敵意や憎しみ、そして憤りの問題が具体的に述べられてゐる。

しかし、また一方で、それでもこの「のがれの町」の存在 자체、二)の殺害の当事者(בְּלֹא)、報復を受けざるを得ない僅かばかりの事情の残されてゐることを物語つてはいないだらうか。事実、民数記三五章二六節から一八節では、「血の復讐者」がのがれの町の境界の外で殺人者を見つけて殺害しても、その者に罪がないと述べられ、境界外での血の復讐行為が認められてゐる(申命記一九・六・七参照)。二)の意味では、イスラエル社会に於いて、殺害の意志の問題がどうあれ、人の命を奪つことに對する完全な意味での合法化はない」となのかもしけない。そうしたことからも、第六戒に於いて「殺してはならない」とだけ言つてゐるのではないだらうか。(しかし、もちろん「血の復讐」や死刑は、合法化されてゐる。民数記三五・一九・二一・一七参照)。

また、十戒の第六番目が、しばしば、命の尊嚴の問題との関連で論じられるが、その問題も、後続する二)の詳述記

事と、特に創世記の九章五節から六節の「わたしはあなたがたのいのちのためには、あなたがたのいのちの血の価を要求する……人の血を流す者は、人によって、血を流される。神は人を神のかたちにお造りになったから」との関係で論じられるであらう。⁽¹⁶⁾ 一一節から一四節の殺人に対する死刑の規定は、意図的に殺害した場合に、「命」を以て償わなければならず、「贖い金」(כְּפָרָה)等によって賠償される」とはありえない」ということを示している(民数記三五・三一参照)。その際、一〇節に拠れば、相手が自分の財産である(一一節参照)男奴隸であろうと女奴隸であるうとその殺害者は全く同じ刑(死刑)に服さなければならず、身分の差といった問題は一切考慮されていない。「命」は「命」によって償われるのである。このことは、明らかに、全ての人間が平等に付与されている「命の尊厳」という重大なテーマを前提として語られており、「神は人を神のかたちにお造りになったから」という理由を以て提示されている創世記九章五節から六節の御言葉と深く関係している。もちろん意図的でない殺傷事故の場合、「贖い金」による賠償の可能性も残されているが(三〇節)、それでも「命」によって償わなければならない場合もあるとしつことが述べられている(一九節)。つまり、そうした規定によって人間の「命」そのものの尊厳が強調され、神のかたちに創造された人間の「命」を奪うとこう行為に対する非常に厳しい姿勢が示されているとこうことである。こうして、再び、出エジプト記一章一四節に戻って、ここでは、人を打つて死なせる行為(一一・一一)が、不遜なふるまい(ニ)とされている。それは、隣人が持つ神のかたちに造られた「命」に対する不遜なふるまいといふことを意味しているのであらう。また同時に、一三節で神が「命」の主権者であることが主張されている。従つて、隣人の「命」を侵害する」とは、神の権威を侵害することにもつながる。そういう意味に於いても不遜なふるまいと言われているのではないだらうか。

*

*

*

十戒は、第一義的に、まず契約の民イスラエルに与えられた戒めであるといふことを踏まえながら、尚、これには潜在的に神の律法としての普遍性が存在するということを見えてきた。また、第六戒の真意は、特殊な動詞と言われる「ビ」そのものが内包している意味に求めるといつより、寧ろ後続する詳述記事(出エジプト記一一・一二以降)によつて理解されなければならないといふことを論じた。そして、この詳述記事では、「敵意」や「憎しみ」といった内的な問題から、「命」に対する神の授理的・主権的介入の問題、そして同じ「命」による以外に贖えない「命の尊厳」の問題等が扱われているといふことであった。

こうした理解の下で戦争という問題を考える時、確かに「イスラエルの戦い」そのものは、死刑の問題と同様、第六戒が問題としていることは別の次元に置かれているように思われる。けれども、「イスラエルの戦い」には、神の確実な戦闘命令があり、神の許可の無い戦いは、敗北に終わつた(ヨシコア記七章、九章一四節参照)。⁽¹⁷⁾ それ故、殺害の包括的な禁止を命じつつ、「命」に対する神の主権/占有権と「命の尊厳」を言外に於いて主張する十戒の第六番目は、現在のあらゆる戦争に伴つ殺戮の行為に、神の道德律の一つとして敢然と立ち向かうといふことになりはしないか。

また、出エジプト記一章一二節以降で具体的に示されている内なる「殺意」の問題も、現代の戦争の実態に挑戦している。事実、核戦争という極めて非人道的な殺戮行為の可能性が、皮肉にも、「非戦論」という立場の対極にある「正義の戦い」(just war)とこう概念の無意味さを気づかせ、また罪に拘束された人間全体に潜む残酷さと命に対する軽視の態度を示唆している。或いは、実際の戦争の歴史とその現実は、殺戮を強いられた個人の心にわきあひる

「罪悪感」ばかりか、それにアンビヴァレントに内在する「残虐さ」や「憎しみ」といった複雑な感情の実在を否定することができない。この意味においても、主イエスは、人間の罪の現実を適確に捉え、第六戒とその詳述記事に既に示されていた律法の真意を正確に解き明かされたのではないだろうか。

十戒における「殺してはならない(לא תרצח)」の意味

(12) B.S. Childs, *The Book of Exodus* (Old Testament Library; Philadelphia: Westminster Press, 1974), 420-421; Cf. H.G. Reventlow, *Gebot und Predigt im Dekalog* (Gütersloh: Gütersloher Verlagshaus Gerd Mohn, 1962), 71ff..

(13) J.I. Durham エドワード・ダーリング J.I. Durham, *Exodus* (Word Biblical Commentary 3; Waco: Word Books, 1987), 292-93. ^{参照}

(14) E. Jenni, *Das hebräische Piel: Syntaxisch-semasiologische Untersuchung einer Verbform im Alten Testament* (Zürich: EVZ, 1968), 162. Cf. B.K. Waltke & M. O'Connor, *An Introduction to Biblical Hebrew* (Minona Lake: Eisenbrauns, 1990), 396-423.

(15) W.C. Kaiser, *Exodus* (The Expositor's Bible Commentary 2; Zondervan, 1990), 286-497, 427-428. ^{参照} Cf. S.M. Paul, "Studies in the Book of the Covenant in Light of Cuneiform and Biblical Law," *Vetus Testamentum Supplementum* 18 (1970), 101-102. ^{参照} Cf. K.A. Kitchen, *Ancient Orient and Old Testament* (IVP, 1986), 96-98. (參照 K.A. キッチン 老約聖書論『約伯記のハラハル』(二四四〇年) | 二四六〇年) | 二四七〇年 | 二四八〇年)

(16) W.C. Kaiser, *Toward an Old Testament Theology* (Grand Rapids: Zondervan, 1978), 135.

(17) G.J. Wenham, "The Deuteronomic Theology of the Book of Joshua," *Journal of Biblical Literature* 90 (1971), 141-142, 142. ^{参照}

ねる。」**二節**：「人を打つて死なせた者（*הַנַּגְנֵן*）は、必殺されなければならぬ。」と殺人に関する規定が一般的（general）に述べられてる。しかも同時に、」**三節**：「人を打つて死なせた者（*הַנַּגְנֵן*）は、必殺されなければならない。」と殺人に関する規定が一般的（general）でねる（*いじつた修辞的構造*）にこつけ。R.E. Longacre, *The Grammar of Discourse* (Plenum Press, 1983) の § 5.3 及び J.E. Grimes, *The Thread of Discourse* (Mouton, 1975) 212-219 を参照。」**二節**：「人を打つて死なせた者（*הַנַּגְנֵן*）は、必殺されなければならない。」と殺人に関する規定（二十一・一～一）からの話題（topic）の転換を示す役（topic-switching function）を果たしている。」**三節**：「人を打つて死なせた者（*הַנַּגְנֵן*）は、必殺されなければならない。」と殺人に関する規定（二十一・一～一）からの話題（topic）の転換を示す役（topic-switching function）を果たしている。」**四節**：「一つの文学的単位→ペア（literary unit）を形成していると考へられる。」**五節**：「一節と同様の表現形式（i.e. 「*תְּבִרְכָּה*」 + 「*皿の鍋*」 + 「*籠*」）を取る。」**二節**：「殺意がなく（待ち伏せしたのではなく）（*בְּלֹא כָּוֹתֶבֶת*）神が御手によって事を起された場合（*בְּלֹא כָּוֹתֶבֶת*）のことが述べられ、後半（一節）では、その例外を受け。それを踏まえた詳しく述べ死刑の適用基準が語られてる。換言すれば、一節の「隣人に對して不遜にふるおこ（*בְּגָדָה...*）」悪巧みをもつて殺す（*בְּלֹא כָּוֹתֶבֶת*）」だけ、直接に記され、二節で述べられた、特に「*בְּלֹא כָּוֹתֶבֶת*」（待ち伏せしたのではなく）といった例外事項の対極に置かれる概念として語られてる（*いじつた修辞*）のである。それ故、一節の表現は、「*籠*」と「*皿の鍋*」の関係で考えるのではなく、むしろ、二節と対を成して、全体として二節をペア（ペア）としたところが、二節は二節だらけ。次の図を参考せよ。

(同盟・新座聖書教会牧師・聖書神学舎講師)